

## 【同一労働同一賃金セミナー】

# 「最高裁判決を水町教授が読み解く！」 無料 セミナー開催のご案内

(一社)山梨県労働基準協会連合会

ご承知のように、「同一労働同一賃金」(パート・有期労働法の改正)は、大企業には既に適用され、中小企業にも令和3年4月に適用されます。

一方、不合理な待遇差の代表的事件(退職金、賞与、各種手当等)として、争われてきた5事件〔「メトロコマース」「大阪医科薬科大学」「日本郵便(東京)」「日本郵便(大阪)」「日本郵便(佐賀)」※事件の概要等は裏面〕の最高裁の判決が、去る10月13、15日に出され、その結果は企業経営・労務担当者にとっては一大関心事となっています。

判決直後には、(公社)全国労働基準関係団体連合会が主催者として、緊急セミナーを開催しており、参加、視聴された方もいらっしゃるかと思います。

今回、主催団体からの好意により、緊急セミナーの映像の提供をいただきました。

そこで、当連合会では、山梨県内の事業者が、同一労働同一賃金の内容の理解をさらに深め、人事労務に生かしていただくために、下記によりパブリックビューイング形式でのセミナーを開催することとしました。

つきましては、各企業の担当者の積極的なご参加が図れるようご案内いたします。

### 記

日時 令和3年1月27日(水) 13:30~(約2時間)  
場所 山梨県立中小企業人材開発センター 3F 視聴覚室  
(山梨県甲府市大津2130-2)  
内容 同一労働同一賃金:最高裁5判決を水町教授が読み解く!  
形式 パブリックビューイング形式(スクリーンにビデオ投影)  
講師 水町勇一郎 東京大学社会科学研究所教授。



「働き方改革実現会議」の枢要な構成員として、「同一労働同一賃金ガイドライン」の策定に奔走された、我が国の同一労働同一賃金の第一人者。

定員 40名

参加費 無料

- 
- 申込は、裏面の申込書をFaxにて令和3年1月20日(水)までにお送り下さい。  
なお、期日前でも定員(40名)になり次第、締め切らせていただきます。  
コロナ対策で定員を減じているため、1社2名までの申込みとさせていただきます。

- 申込先(お問い合わせ先)

(一社)山梨県労働基準協会連合会 小倉、星野

Tel 055-251-6626 Fax 055-251-6615

「同一労働同一賃金の最高裁判決を  
水町教授が読み解く」セミナー 参加申込書

日時：1月27日 13:30～

場所：人材開発センター

事業場名			
所在地			
<p>当会ではコロナ感染防止対策として、事前に体調管理のセルフチェックリストをお送りしていますので、電話番号、Fax番号、担当者名は確実にご記入ください。</p>			
Tel		Fax	
担当者職氏名			
<p>業種 該当するものを○で囲んでください</p>	<p>製造業 運輸業 社会福祉施設 清掃業 その他（ ）</p>	<p>建設業 商業 接客業</p>	<p>規模 該当するものを○で囲んでください</p> <p>1～9人      10～49人 50～99人    100～299人 300人～</p>
出席者 職・氏名	職 名		氏 名

- ※ 1 ご記入いただきました情報は、セミナー開催に係る受講者の確認、受講者名簿の作成のほか、当会からの各種連絡・情報提供の目的のみに利用します。
- 2 Faxはこのままお送り下さい。(送付文不要) (055-251-6615)
- 3 申し込みは、1月20日(水)までをお願いします。なお、期日前であっても、定員(40名)になり次第締め切ります。ご承知置き下さい。  
また、コロナ対策で定員を減じているため、1社2名までの申込みとさせていただきます。
- 4 当日は、コロナ感染防止対策として、マスクの着用、セルフチェックリストの提出、検温、入場時のアルコール消毒をお願いしています。  
また、当日、異常がある場合には、受講をお断りすることもあります。